特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 4 | 個人住民稅賦課事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、個人住民税の賦課課税における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

| I 関連情報 | |
|---------------|--|
| 1. 特定個人情報ファイル | を取り扱う事務 |
| ①事務の名称 | 個人住民税賦課事務 |
| ②事務の概要 | 【概要】 地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、申告情報や給与・公的年金等の支払報告書(以下「申告等情報」という。)を基に個人住民税を計算・賦課決定し通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。 【内容】 ①申告等情報の受理 ②他自治体等から本市への調査に対する回答、本市から他自治体等への税務調査 ③個人住民税の賦課決定・更正及び個人・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外者の課税に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定、並びにその通知 ⑤個人・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他自治体課税であることが判明した場合の資料回送 ⑧決定した課税情報等の他課への連携 ⑨国税庁との法定調書データ及び扶養是正データの送受信 ⑩賦課情報に基づく所得・課税・非課税証明書の発行 |
| ③システムの名称 | ・個人住民税システム ・国税連携システム ・eLTAXシステム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー ・確定申告支援システム ・課税資料検索システム |
| 2. 特定個人情報ファイル | · 名 |
| 個人住民税課税情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表の <mark>第24項</mark> |
| 4. 情報提供ネットワーク | システムによる情報連携 |
| ①実施の有無 | <選択肢> |
| | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 用特定個人情報の提供に関する命令 |
| ②法令上の根拠 | [同命令における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 [同命令における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」 を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項 |
| 5. 評価実施機関における | 5担当部署 |
| ①部署 | 総務部 市民税課 |

巾氏祝誅長

6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 請求先 高岡市 総務部 総務課 0766-20-1242 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 未来政策部 情報政策課 連絡先 0766-20-1239 9. 規則第9条第2項の適用 Ε]適用した 適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人 | 数 | | | | | |
|------------------|----------------------------------|------------------|-----------|---|--------------------|-----------|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [10万人以上30万人未満] | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | いつ時点の計数か | 令和7 | 年1月10日 時点 | | | |
| 2. 取扱者 | 数 | | | | | |
| 特定個人情報 | 報ファイル取扱者数は500人以上か | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和7 | 年1月10日 時点 | | | |
| 3. 重大事 | 故 | | | | | |
| | 内に、評価実施機関において特定個 「る重大事故が発生したか | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 旋田9る符ル個人情報 | は休護計画者の程規 | | | |
|---|-----------------|---------|--|--------|
| [基礎項目評価書 | 書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目 3) 基礎項目評価書及び全項目評 | |
| 2)又は3)を選択した評価実施 載されている。 | 施機関については、それぞれ | 重点項目評価 | i書又は全項目評価書において、リスク対策の | 詳細が記 |
| 2. 特定個人情報の入手(| 情報提供ネットワークシス | テムを通じた | と入手を除く。) | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 4. 特定個人情報ファイル | の取扱いの委託 | | []委託U | ない |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 版(委託や情報提供ネットワー | ークシステムを | を通じた提供を除く。) []提供・ | 移転しない |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ノステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続し | ない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| | | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・ | 消去 | | |
|-----------------------------|------------------------------|--------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 | | | []人手を介在させる作業はない |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | バー登録の際には、本人か 住所を含む3情報による照 | らのマイナン/ 会を行うことを/ 者によるダブル | 「一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン 「一取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は 厳守している。また、基幹系システムへのマイナンバーの入力 ・チェックを確実に実施する体制を構築しており、人為的ミスが きえられる。 |

| 9. 監査 | | | | |
|----------------------|---|---|--|---------------|
| 実施の有無 | [O] 自己点検 | [O] 内部監査 | [] 外部監査 | |
| 10. 従業者に対する教育・ | 啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている |] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | |
| 11. 最も優先度が高いと考 | きえられる対策 | []全 | 項目評価又は重点項目評価を実施 | 重する |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | 3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク | れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク は使用等のリスクへの対 がわれるリスクへの対策の システムを通じて目的外 システムを通じて不正な い・滅失・毀損リスクへの | 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策 |] !を除く。) |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 判断の根拠 | 育研修を実施している。各研修 関係する全ての職員が研修を 事案が発生した際等には、再 | 多においては、受講確認 ・受講するための措置を 発防止策等の周知や、! | する職員(会計年度任用職員を含む)等 を行い、未受講者には再受講の機会を 講じている。また、庁内で漏えい等のヒー 必要な内部監査等を実施している。これ 十分に行っている」と考えられる。 | 付与し、 ヤリハット |

変更箇所

| 変更固 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|--|
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先 | 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 経営企画部情報政策課 電話番号 0766-20-1239 | 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239 | 事前 | 平成29年4月1日付組織改編 による |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、 16、18、23、26、27、28、29、31、34、3 5、37、39、40、42、48、54、57、58、5 9、61、62、63、64、65、66、67、70、7 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) | 事後 | 見直しによる |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先 | 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239 | 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部広報情報課 電話番号 0766-20-1239 | 事後 | 平成30年4月1日付組織改編 による |
| 平成30年5月21日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長 | 市民税課長 篠田 修 | 市民税課長 | 事後 | 平成30年5月21日付評価書 記載方式の変更による |
| 平成31年4月1日 | Ⅳ リスク対策 | | 新設 | 事後 | 平成31年1月1日付特定個人 情報評価に関する規則の一 部改正による |
| 令和2年6月1日 | I 関連情報 I 特連個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | ・個人住民税システム ・国税連携システム ・国税連携システム ・eLTAXシステム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー | - 個人住民税システム - 国税連携システム - 国税連携システム - eLTAXシステム - 宛名管理システム - 可体内統合宛名(連携)システム - 中間サーバー - 確定申告支援システム - 課税資料検索システム | 事後 | 新システム移行に伴う変更 |
| 令和2年6月1日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) | *番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二[別表第二における情報提供の根拠]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,77,071,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) | 事後 | 見直しによる |
| 令和2年6月1日 | Ⅲ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か | 2015/1/1 | 2020/6/1 | 事後 | |
| 令和2年6月1日 | Ⅲ しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計 数か | 2015/1/1 | 2020/6/1 | 事後 | |
| 令和3年12月27日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、6 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報 報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,8502,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項) | 事後 | 見直しによる |
| 令和3年12月27日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取 扱いに関する問合せ 連絡先 | 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部広報情報課 電話番号 0766-20-1239 | 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239 | 事後 | 令和3年4月1日付組織改編 による |
| 令和3年12月27日 | Ⅲ しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計 数か | 2020/6/1 | 2021/11/1 | 事後 | |
| 令和6年5月27日 | I 関連情報ー3. 個人番号の 利用-法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の16項 | 番号法第9条第1項、別表の第16項 | 事後 | 番号法の改正による |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|--------------------|
| 令和6年5月27日 | I 関連情報-4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携-法令上の根拠 | [別表第一における情報提供の複拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、3、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) [別表第二における情報照会の根拠] 第一欄(情報服会者)が「市町村長」の項のうちな、47、47、121にはよる情報照会の根拠」 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 [同命令における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項第一欄(情報照会の根拠]第一欄(情報照会の根拠]第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる「者情報提供者)に対しての欄に掲げる個人情報の提供を求めることができることとされている項 | 事後 | 番号法の改正及び主務省令の制定による |
| 77和6年3月27日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取 扱いに関する問合せ 連絡先 | | 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 未来政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239 | 事後 | 組織改編による |
| 令和6年5月27日 | Ⅲ しきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計 数か | 2021/11/1 | 2024/5/27 | 事後 | 見直しによる |
| 令和7年1月10日 | Ⅲ しきい値判断項目 基準日変更 | 2024/5/27 | 2025/1/10 | 事後 | 見直しによる |
| 令和7年1月10日 | IV リスク対策 8.11の追加 | | 新設 | 事後 | 新設による追加 |
| 令和7年1月10日 | I 関連情報-3. 個人番号の 利用-法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表の第16項 | 番号法第9条第1項、別表の第24項 | 事後 | 見直しによる |
| | | | | | |